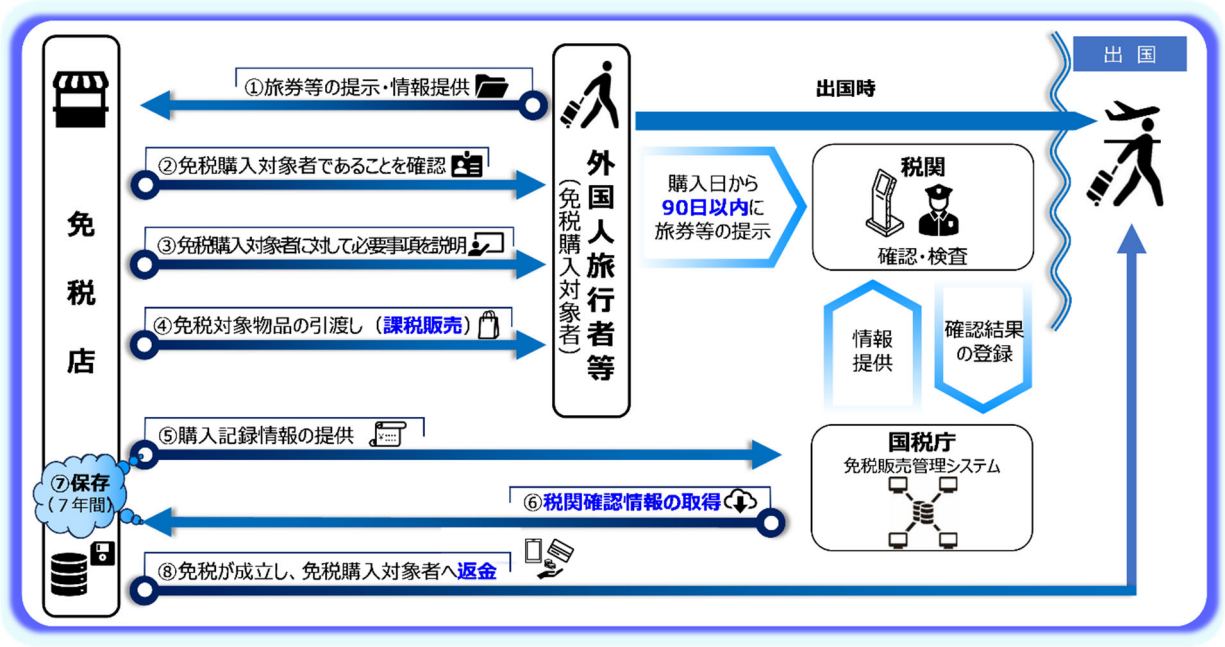
外国人旅行者等への販売機会を広げませんか
～輸出酒類販売場制度のご案内～

国　税　庁

1　輸出酒類販売場とは

○　輸出酒類販売場とは、酒類製造者が、消費税法に規定する輸出物品販売場の許可を受けた酒類の製造場において、自ら製造した酒類を外国人旅行者等に対して、一定の方法で販売することにより、酒類に係る消費税に加えて酒税が免税される制度です。



例えば以下のような効果が期待できます！！

◎インバウンド需要の獲得	◎日本産酒類の魅力発信	◎地域活性化に貢献
酒蔵見学などと合わせた購買機会を創出できます！	訪日客による購入が海外での認知度向上や販路開拓につながります！	酒蔵ツーリズムを通じて地域への誘客や観光消費の拡大が期待できます！

2　輸出酒類販売場の許可に関する手続

○　許可を受けようとする酒類の製造場の所在地を所轄する税務署長に「輸出酒類販売場許可申請書」を提出する必要があります。

○　「輸出酒類販売場許可申請書」には、許可を受けようとする製造場の見取図、酒類購入記録情報の提供等に使用する情報システムに関する書類（承認送受信事業者に委託している場合には、その契約書の写し）及び許可を受けた輸出物品販売場許可申請書の写し（既に許可を受けている場合のみ）を添付する必要があります。

（注）申請する販売場（製造場）において消費税の輸出物品販売場の許可を受けていることが、輸出酒類販売場の許可を受ける要件とされています。

3　免税販売手続の電子化

○　輸出酒類販売場を経営する事業者は、免税販売手続の際、遅滞なく国税庁（免税販売管理システム）に購入記録情報を提供等しなければなりません。

（注）輸出酒類販売場を経営する事業者は、購入記録情報の提供及び税関確認情報の取得を「承認送受信事業者」に委託することができます。

○　購入記録情報の提供等は、事業者のパソコン等から、インターネット回線等を通じて、国税庁が運用する免税販売管理システムにデータ送信する方法等で行います。

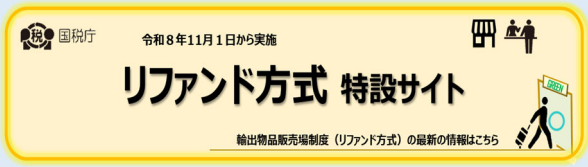
○　次のいずれかの方法で対応することが考えられます。

①　購入記録情報の提供等を承認送受信事業者に委託する方法

輸出酒類販売場を経営する事業者が「承認送受信事業者」との間で購入記録情報の送信等に係る契約を締結し、承認送受信事業者を介して購入記録情報を免税販売管理システムへ送信等する方法です。

②　購入記録情報の提供等を自ら実施する方法

輸出酒類販売場を経営する事業者が、購入記録情報を免税販売管理システムへ送信等するためのソフトウェア・アプリケーションを構築し、事業者自ら、購入記録情報を免税販売管理システムへ送信等する方法です。



消費税の輸出物品販売場のリファンド方式に関する**通達**や**Q＆A**、**免税販売管理システムの改修**に係る「免税販売管理システム API 仕様書」を掲載しています。**詳しくはこちら**

詳しくはこちら

酒税申告の方法等について、輸出酒類販売場制度に関する**通達**や**Q＆A**（リファンド方式）等もご参照ください。

※　輸出酒類販売場制度では、いわゆる直送制度は廃止されました。

国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/syuhanjyo/index.htm）